

秘傳第八十四卷

新聞記事ニ関スル件

本日発行東京朝日新聞上武特部欄
中ニ沼田警察署ノ失態ト題シ縣下利
根郡白澤村大字生越村郵便集配人高
橋鉄五郎當二十五年ノ横領其他被
事件ニ付沼田警察署ニ於テ取調ノ際
鉄五郎ヲ拷問シ死生ノ境ニ至ル迄拷
問ヲ以テ自白ヲ迫リタルヲ以テ鉄五
郎ニ幸サシ無根ノ事實實ヲ自白シ云
記事有之候處右ハ客月申前記鉄五
郎カ同郡赤城根村鈴木藤作ナル者
ヲ東京大林區署ニ納付スル中收入印紙
廿圓叁拾八錢在中ノ封書送方ノ依

裏
面
白
紙

附
箋
用
紙

三日月子之望
永く子之望
乃而返るや

明治四十五年
十二月五日

山
林
局

頼ラ受ケタルモ其後大林區署ニ於テ該封
書未着ノ故ヲ以テ藤作方ハ請求ノ通知
アリタルヨリ藤作ハ鉄五郎カ横領シタルモ
ノルハレト爲シ同入ニ對シ嚴談シタル結果
鉄五郎ハ全ク自己カ横領シタルモノナリト
認メタル詔書ヲ差出シタルヲ以テ藤作ハ
該書ヲ証拠物件トシテ客月廿九日沼田
警察署署長ニ届出タリ依テ同署ニ於テ取
調ノ上其願未ダ聴取シ尙他ニ集配スル中
郵便物十数枚ヲ隠匿シ且ツ郵便端書
ノ切手ヲ剥脱シ之ヲ竊取セタル事實衆
覺シタルヲ以テ聴取書ヲ作成シ本月一日
前橋地方裁判所換事ニ送致シタルニ
同月四日審理ノ結果懲役六ヶ月ノ判

決ラ受ケタルモノ有之其取親中何等強
制ヲ用ヒタル事實實無之ニ付同署ヨリ相
當取消方朝日新聞社ハ請求セシメタリ
右及被告候也

昨テ本件ニ関シ同月六日ニ至リ
大林區署ヨリ呈報ニ紛失シタリト
稱シタル封書（收入印紙五圓）を松
八録在中）カ到着セシムル係賴者
藤作ニ通達アリレトノ事實實ニ沼
田警察署署長ニ届出ラタルニ付即日
方ノ趣前橋地方裁判所ニ通報
シ置キタルモ裁判所ニ於テハ其
件ニ付セシヨリ遂ニ判決確定ス
ルニ至リタル爲メ裁判所ノ審理

二對シ辯護士中彼是其不當
ヲ唱フルモノアリテ裁判所ノ交
渉中ニ付然局上級裁判所ニ
事件ヲ移送再審ヲ求ムル手
續ヲ採ルナラント思料セラル
候

明治三十五年三月十五日

群馬縣知事 神山閑次

内務大臣原 敬毅

良民拷問の暴露

▽無實の罪を着せ獄に投ず
▽群馬縣沼田警察署の失態
群馬縣沼田警察署に於て同郡白澤村大字生越村高橋五郎(三十三)を拷問し無根の事實を白日せし前橋地方裁判所に送り公判の上判決を以て懲役六ヶ月に處し前橋監獄に投じたる失態事件あり

▲覺なき犯罪事實 其事件は五郎が會て同村高橋源兵衛(同族)人として勤務中去年二月二十日集配出先にて同村鈴木藤作より東京大林區署宛の書留小包一個の差出方を誤りされ己むを得ず依包を受け直に之を差立てたる該小包中に入れたる十三圓廿八錢の内二圓廿八錢不足なりとて大林區署より藤作に向つて請求し來りたるより藤作は其旨沼田警察署に届出たり是に於て沼田署にては五郎が誤りせしものと誤解して同人を連押し取調めたるに據五郎は身に覚えなかりは然る事なしと云ひしを署にては大林區署より來れる請求書に據り事實明

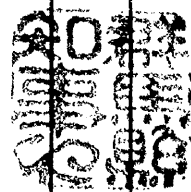
かなりとして遂に五郎を死生の境に至るまで殘酷なる拷問を以て白日を迫らるるを以て五郎も餘りの辛さに精神の衰を自白したるより三月四日前橋地方裁判所検事局に送られ即決懲役六ヶ月に處せられ洩く前橋監獄に送られたり

▲事實判明と再審 一方被害者なる鈴木藤作は大林區署よりの請求に應じ二月末日二圓廿八錢を大林區署に送附せしに三月五日に至り大林區署より過般の請求は本署の不注意にて二月廿日送附せる小包中に僅に十三圓廿八錢の印紙在中せりとて後より送りたる分を返付し來りしより藤作始めて驚き五郎に無實の罪を被せたりとて五日沼田署に届出たるより沼田署にても先に行ひたる取調の慘酷が社會に暴露せんかど一時は打驚き田中署長始め署員の秘密會議を爲したるも其儘に附す事も出来ざれば藤作より總取書と稱し前橋地方裁判所検事局に送達したり然るに前橋地方裁判所にては重大事件の爲判檢事出張し居り録録取書を見ざるより事件は然るの時と経過したれば故に五郎は金庭審議士に於て再審を請求し提出しを再審に決せり

本月廿三日付警秘群第六九號、内ヲ以テ曩ニ報
告シタル東京朝日新聞掲載（良民拷問ノ暴露ト
題スル）記事、関スル義ニ付當初沼田警察署カ
高橋鉄五郎ニ對シ取調ヘタル當時ノ状況ニ付御
照會、趣了承左記、通ニ有之矣条此段及回
答矣也

明治四十五年三月二十六日

群馬縣知事 神山 閏次



内務省警保局長古賀廉造殿

左記

一客月廿六日夜(午前十時頃)利根郡赤城根村鈴木藤作ハ同村巡查駐在所ニ至リ同月十日高平郵便局集配人高橋鐵五郎(被告)ニ發送方ヲ依托シタル小色郵便物(山林柵下ニ開スル書類十二通在中)ノ内金貳圓二十八錢ニ相當スル收入印紙ヲ貼用セル所有權移轉登記申請書竝ニ書留郵便料トシテ添付シタル郵便切手(拾錢)カ同月十五日ニ至ルモ未着ノ旨東京大林區署ヨリ通知アリタルヲ以テ右書面ノミ到着セサルハ畢竟依托後鐵五郎ニ於テ盜取シタルニ相違ナカルヘシト申出テ翌二十七日ニ至リ右事實ヲ書面ニ認メ同駐在巡查小野瀬開之助ニ差出シ更ニ鉄五郎ヨリ藤作ニ宛テタル謝罪狀即チ印紙封入ノ書狀ハ全ク自己カ

盗取シタルモノニ付其損害ヲ賠償スルニヨリ是非内
濟ニ為シ呉レトノ意味ヲ記載シタルモノヲ同巡査ニ
提出シ来レリ

一依テ同月廿九日同巡査ハ隣接駐在巡査ト共ニ被告
鉄五郎方ニ至リ本人ニ就キ事實、顛末ヲ聴キ
シニ全ク藤作ノ届出通り犯行、相違ナキヲ陳述
セルヲ以テ鉄五郎、認諾ヲ得其家宅ヲ取調ヘタル
ニ尚赤城根村田村道之助外十六名ニ宛テ發送
シタル第三種郵便物十七通及白澤村岡村某ヨ
リ碓氷郡東横野村新井はるニ宛テタル繪葉書
ニ貼用シタル切手ヲ剝取り之ヲ自己、年賀狀ニ用ヒ
其繪葉書ヲ保存セルノ事實アルコトヲ發見シタリ依
テ被告鉄五郎ヲ沼田警察署、同行シタリ
一依テ沼田警察署長ハ詳細之ヲ取調ヘタルニ前記ノ

如ク三種郵便物十七通ヲ隱匿シ且ツ繪葉書ニ貼
用セル切手ヲ横領シタルコト竝ニ鈴木藤作ヨリ依託
ヲ受ケタル小色郵便中ヨリ印紙ヲ横領シタル旨ヲ
任意供述シ尚贓物タル收入印紙ハ横領後約
五、六日間ヲ經テ白澤村大字生枝中村作次郎
ニ賣却セルモ未タ代金ヲ收受セサル旨申立テタルヲ
以テ之ニ對スル聴取書ヲ作り郵便法違反トシテ
前橋地方裁判所檢事ニ送致セルモノナリ

以上ノ事實ニシテ被告鉄五郎ノ郵便物横領事件
ニ關シタル既ニ同人自ラ被害者藤作ニ謝罪狀ヲ提供シ
タルニナラス其任意供述中之レカ犯行事實ヲ毫モ否
認スル所ナク殊ニ他ニ重要ナル郵便法違反事件ノ
發覺アリテ之ニ對スル証據物件モ具備セシモノニテ
其取調、如キ被告ニ對シ拷責ハ勿論何等不法ナ

段ヲ用ユル必要ナク新聞紙ニ於テモ本件事實ノ真相明白ナルニ及ビ自ラ之ヲ取消シ又ハ該記事ヲ訂正スルニ至リタル次第ニ有之候

以上

明治三十四年三月二十三日

警務課長

警務局長

警務課第六分署

目録省刑部省長及農商務省山林

局長、通達素

別紙未系朝日新聞掲載新官氏格問

之暴露ト題スル記事、園シ群集

縣知事ヨリ別紙、通達、報告有

之系、為念及田寛也

ニ付テハ、様

局 長

家 長

追々公就所司海、上、下、各、
夫、市、本、度、中、係、言、

群、島、知、事、也、合、系、
本、月、十、日、昔、年、の、本、系、知、事、新、開、指、裁、
良、氏、接、問、の、暴、雨、路、上、野、人、記、事、
二、閣、下、同、日、付、秘、高、秀、八、二、日、号、
二、以、下、有、大、臣、宛、報、告、相、成、

美、作、の、身、当、初、派、田、島、系、主、が、
告、高、橋、鋭、五、郎、
夕、為、こ、ん、有、時、扶、況、承、知、和、調、
三、系、策、地、所、以、調、上、詳、細、
也、回、報、相、煩、度、以、殿、及、監、会、主、

局 長

家 長